

4. 流入中小河川の浄化

二、来年の夏までには、前に述べた取水位置の変更工事が完成しないので、御指摘のような事態の起ることを心配しております。しかし、その時点までには現在工事中の浄化装置の改良が完成するので、浄化機械は飛躍的に向上します。従つて昭和四十八年程度のアオコの異常発生を見ましても「臭い水」を飲まされることはないものと思われます。

三、高浜入りを干拓することは霞ヶ浦の面積と水量の減少につながる問題でありますので、現時点では合理性がないものと思われます。

四、水道の原水については測定結果を毎月県報に登載発表しております。又投入薬品の塩素ですが、これは各家庭に給水される蛇口のところで〇・一 P.P.M.以上含有されることが水道法で規定されており、その結果を基準を維持するまで塩素使用することは已むを得ないことです。しかし市民に不安があるとすればその不安を除くためにも原水の測定回数を増し、その結果を直ちに公表することは勿論薬の使用についても常時公表すべきものと考えます。

ただ問題なのは主要薬品である塩素の人体に及ぼす影響ですが、現在ではこの程度の塩素含有は絶対に心配

はない。というのが定説のようです。もし些かでもこれに疑問があるとすれば、これは全国的視野、或は世界的視野から医学的にまた薬学的に根本的に調査する必要があり、その結果によつては現在の水道法を検討する必要もあることは当然であります。

豊島一郎

一、については、昭和四十八年七月九日、県議会霞ヶ浦総合開発調査特別委員会で「霞ヶ浦総合開発調査に関する調査報告書」を作成したが、当時、私は委員長に推されていたのと、土浦市から選ばれた県会議員でもあつた関係から、とくに報告書の作成の中で、水質保全計画については、具体的かつ万全な理論づけをしたつもりである。要は、何兆円という巨大な予算を必要とするので、国が中心となり、県や地元住民の要望を充分とり入れた総合開発計画の推進を休まず早めてもらうことです。そのためには私の政治生命をかけていいこと、市民の皆さんに誓っています。

二、については、昭和四十八年の夏は雨量が少なく、本年四十九年は比較的雨量に恵まれていたようだ。いずれにしても、湖の水深が平均四メートルしかない現状が問題を大きくしているのである。国が現在続けてい